

救命艇等の点検，試験，保守及び整備要件等に関する事項

改正規則等

事業所承認規則
安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

救命艇等の点検，試験，保守及び整備要件等に関する事項

改正理由

これまで、救命艇等の整備等については、SOLAS 条約第 III 章第 20 規則に基づき、IMO 指針 MSC.1/Circ.1206/Rev.1 及び IMO 暫定勧告 MSC.1/Circ.1277 に従い、主管庁に承認された整備事業所で実施することが推奨されており、本会は当該勧告の一部を本会規則に取入れていた。

2016 年 5 月に開催された IMO 第 96 回海上安全委員会（MSC96）において、救命艇，救助艇，進水装置等の保守，作動試験，整備要件等に関する規定を定めた IMO 決議 MSC.402(96)が採択された。またこれに併せて、同規定を強制化するための SOLAS 条約 III 章第 3 規則及び第 20 規則の改正が、IMO 決議 MSC.404(96)として採択された。

このため、これらの決議に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正は次のとおり。

- (1) 救命艇等の整備事業所の承認に関する要件
 - (a) 適用対象に、救助艇又は高速救助艇の整備及び保守を行う事業所を追加した。
 - (b) 詳細検査，作動試験，開放及び修理を実施した製造者又は認可された事業所が提出する，救命艇が目的に適合していることを確認した旨の宣言書には，人員の認定及び事業所の認可に関する文書の写しを含めなければならない旨を規定した。
- (2) 救命艇及び救助艇等の保守点検，検査，整備等に関する要件
 - (a) 救命艇等の毎週及び毎月の点検並びに日常保守は，認可された事業所によって又は上級士官の指示の下にある船上の人員によって実施されなければならない旨を規定した。
 - (b) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶における救命艇等の保守整備及び修理は，IMO 決議 MSC.402(96)に従って行われなければならない旨を規定した。

改正条項

事業所承認規則 3 編 10 章，10.1.1，10.1.2，10.2.1，10.2.3，10.3.1，10.4.1，10.5，

10.6

安全設備規則 2 編 1.4.1, 表 3.3, 5.1.3, 3 編 3.13.3

安全設備規則検査要領 2 編 1.4.1, 3.2.3, 3 編 2.14.2